



茨 労 発 基 第 6 5 1 号

平成 2 4 年 5 月 2 4 日

茨城県中小企業団体中央会

会長 幡谷 祐一 殿

茨 城 労 働 局 長



道路貨物運送業の荷役作業における労働災害防止及び
過労運転防止対策の推進に係るご協力の要請について

労働基準行政の推進につきまして、日頃より格段の御配慮を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、業種を問わず企業活動の維持にあたっては、物流の確保が不可欠であることは言うまでもなく、国内における物流は、多くがトラック等による道路貨物運送業が担っております。

一方、平成23年の茨城県内の道路貨物運送業の休業4日以上労働災害は、404件に達し、全産業の14%を占めるとともに、2年連続で増加する状況となっております。そのうち、7割が荷役作業時に発生しており、さらにそのうち3割強が「墜落・転落」災害となっています。また、トラック運転手の長時間労働等を原因とする交通事故もたびたび発生している状況にあります。

このような事態を受け、茨城労働局においては、道路貨物運送業者に対して、墜落・転落災害を中心とする荷役作業時の労働災害防止と、過労運転防止のための適切な運行管理の徹底についての指導を強化しているところです。

労働災害の防止や交通事故防止は、道路貨物運送事業における労使が主体となって取り組むべき課題であることは言うまでもありません。

しかしながら、トラック運送等における労働災害の多くが荷役作業時に発生しており、特に、倉庫や荷扱ターミナル等荷主先構内での荷積み・荷降ろし中の労働災害防止に当たっては、構内を管理する荷主の皆様の協力が必要となっています。

また、過労運転による交通事故の発生を防止するためには、道路貨物運送事業者の適切な運行計画が不可欠ですが、安全運行が確保できないような到着時間の設定等、運送に係る発注条件が不適切であった事例も見受けられます。

このように、道路貨物運送業に係る労働災害及び交通事故防止に係って、荷主の皆様のご協力が不可欠であることをご理解いただくため、貴会に下記事項についてご協力いただきたく要請いたします。

記

貴会所属の事業場又は貴会所属団体の事業場に対して、以下の事項を周知していただきたいこと

- 1 荷役作業時の墜落・転落災害防止のため、別添パンフレット「自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください」を参考に荷役作業時の労働災害防止にご協力いただくこと。
- 2 交通労働災害等の防止のため、別添「トラックをご利用の皆様へ」並びに「交通労働災害防止のためのガイドライン」に御留意いただき、トラック運転者の安全運行が確保できないような到着時間の設定や到着遅延時の不当な不利益取扱いを行わないことなど、適切な発注条件にご配慮いただくこと。